



法律関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレター会員の皆様にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報になればと思っております。



休業手当 と 計画停電



東北地方太平洋沖地震で被害に遭われた方、ご家族、ご関係者の方々に心よりお見舞申し上げます。

「休業手当」という言葉をご存知でしょうか。

労働基準法26条には、「使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合」、休業期間中、使用者は労働者に対して、平均賃金の60%を支払わなければならないと規定されています。つまり、使用者に責任のある休業の場合、労働者に対して「休業手当」を支払わなければならないのです。

そこで問題となるのが今回の地震に伴う計画停電を理由とする休業です。とある会社の例をみましょう。

製造業を営むA会社の社長は、ある日、計画停電の時間が日中であったことから、その日を休業とすることにしました。すると、従業員のBさんから「会社が休業にしたのだから、休業手当を払ってください」と言われてしまいました。A会社はBさんに対して休業手当を支払わなければならないのでしょうか。



これについて、厚生労働省労働基準局の通達（平成23年3月15日基監発0315第1号）は、「計画停電の時間帯における事業場に電力が供給されないことを理由とする休業」については、原則として、「使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合」に該当しないとされています。したがって、使用者は休業手当を支払う必要はありません。

【お問合せ】**弁護士法人よつば総合法律事務所** 弁護士 大澤 一郎

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



そこでA会社の社長は、Bさんに対して、計画停電は、会社の責任による休業ではないので休業手当を支払う義務がないことを説明しました。すると、Bさんは「計画停電の時間帯については納得しましたが、計画停電以外の時間については、納得がいきません。計画停電以外の時間については休業手当を払ってください。」と言っています。社長は困ってしまいました。

この点について、前記通達は「計画停電以外の時間帯の休業は、原則として法第26条の使用者の責めに帰すべき事由による休業に該当する」としています。

しかし、一方で、「計画停電が実施される日において、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて休業とする場合であって、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的な努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不相当と認められるときには、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて原則として法第26条の使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しない」としています。

官僚的な文章なので非常にわかりにくいですが、例えば、計画停電の時間帯が業務時間の大部分にかかっており、実質的に稼働できる時間が短く、経費ばかりが増えてしまうというような事情があれば、一日休業としても、休業手当を支払う必要がないものと考えられます。



いずれにしても、各会社の事情等を「総合的に勘案」する必要があるので、対応については、弁護士等の専門家に相談されることをおすすめします。

(文責 弁護士 川崎 翔)

以上

【お問合せ】**弁護士法人よつば総合法律事務所** 弁護士 大澤 一郎

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



～ 第1回 顧問先訪問レポート ～

今回は千葉県柏市南増尾にある『有限会社谷中工業』に訪問させていただきました。

話し手:(有)谷中工業 代表取締役社長 谷中正和様
インタビュアー:よつば総合法律事務所 所長大澤



Q, それでは本日はよろしくお願いします♪

早速ですが(有)谷中工業は主にどのような仕事をされているのですか？

『外装の壁面改修・内装工事・外構工事・マンションリフォーム』を行っています。特に多いのは外装ですね。家は外装の壁面の色や素材を変えるだけで劇的な変化をしますよ。

例えば、隙間風が入ったり車が通ると揺れるような家だったのが、壁の下地改修と素材を変えるだけで見た目はもちろん、隙間風がなくなり、振動による揺れも押えることができます！(ここで施工した写真を見せてもらい、before&afterに驚くインタビュアー2人！！)

Q, たしかに、壁を変えるだけでまったく雰囲気が違いますね！作業をする上で、心がけていることはありますか？

そうですね。外装というと、普通の塗装屋さんはローラーやハケを使って塗装するのでだいたい1色の壁面になります。

私はただ塗装作業を終えるだけが仕事ではないと思っています。長持ちする素材を使って、いいものを作ることを心がけています。というのも、実は、お客様の期待以上のものを完成させてびっくりさせる事が楽しみなんです。職人魂うずいて、たまにやりすぎてしまうこともあります。もちろんお客様のご予算以上は頂きません(笑)。

Q, なるほど！そうするとお客様のニーズを正確に捉えることがカギとなってきそうですね。谷中工業に依頼をするとどのような流れになるのですか？

うちでは、最初の受注から完成まですべて私(谷中社長)が携わり、お客様のイメージを忠実に形にすること、プロの仕上がりにすることにこだわっています。

だいたいの塗装屋さんは【受注→色見本からお客様に色を決めてもらう→工事日程の調整】という流れになります。



うちでは【社長が直接お客様から受注→色や雰囲気のイメージを、パソコンを使って画像にしながらかお客様とシミュレーション→決まった素材や色の実際の板で太陽光を当ててお客様と検討→社長と職人で工事着手】

といった流れです。私が大事にしているのは素材の説明とシミュレーションです。1色で壁を塗装する以外にも、コテを使って色に濃淡をつけたり、吹きつけを使って石目調にしたり、タイルを貼り付けたりすることが出来ると、私達の持つ技

【お問合せ】**弁護士法人よつば総合法律事務所** 弁護士 大澤 一郎

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



術のすべてを話しお客様の選択肢を広げることによって、ただの色塗りではなくお客様に夢を与える提案を目指しています。着手する前から満足気な夢を持ったお客様の期待が、いいプレッシャーになるんです。(笑)

Q, 完成後の実際のお客様の反応はどうか？

こういった流れを踏んでいるのでクレームはありません。地域密着型でやっていて、口コミでご依頼頂き、ご近所の家を多く手がけさせていただいているんです。これもこれもご近所ですね。(と写真を見せてくれる社長)

Q, あっ！来るとき綺麗な家多いねと話していたまさにその家です(本当です)！

(有)谷中工業では社長の指示が職人さんに正確に伝わっているのですね。

うちの職人とは、短い職人でも30年、長い職人とはもう40年以上一緒に仕事をしています。私がお客様からお預りしたイメージを、職人は忠実に形にしてくれます。信用している職人としか仕事をしないため、仕事の外注はよほど特別のことがない限りしません。



改修工事は、職人の心がこもっているかどうかで仕上がりは変わってきますからね☆

Q, さすが職人魂を感じます！ところで社長、この会社パンフレットのリフォーム例は自宅とか。ホームシアターはあるしホテルみたいじゃないですか！！

リフォームついでにつけちゃいました。昔ゼネコンの会社でマンション建設に携わっていたので、そのノウハウを活かしてマンションリフォームをやっています。個人的な趣味もあるので、リフォームにはかなり労力を割いてしまいます。(笑)

マンションは限られた空間だからリフォームしてもあまり劇的な変化はないと思われがちですが、決められた間取りの中でも色々なことができます。

例えば、1つの部屋だったところを広めのお風呂と収納にする、家族構成の変化を考えてのリフォーム。また、ホームシアターの導入のような遊び心を入れたリフォームなど、空間や生活を様々に変化させることができます。

～最後に社長からのメッセージ～

(有)谷中工業はあなたの心をくすぐります！詳細は当社パンフレットをご覧ください、ご用命の際は気軽に声をかけてください。あと、**無料防犯カメラシステム**の代理店にもなっていますのでご興味ある方は、自動販売機設置の場所さえあればとてもお得だと思いますよ。

初めての訪問は、和やかな雰囲気の中あっという間に時間がたってしまいました。最後に弁護士との次回の打ち合わせ日程を調整して訪問を終了させて頂きました。

谷中社長、お忙しい中ありがとうございました。



【お問合せ】弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 大澤 一郎

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談